

川崎市がんばるものづくり企業操業環境整備助成制度(立地促進)

[対象企業]

中小製造業者

[対象地域]

市内の準工業地域及び工業地域

ただし、都市計画法により住宅等の建築が制限されている地区及びインキュベーション施設を除く

[適用要件]

- ・工場等(研究所及び関連施設を含む)を新增設する事業(既存の建物を賃借又は取得する場合を含む)
- ・助成対象経費の総額が500万円以上の事業

[その他の要件]

交付決定日の属する年度を含め3年度以内に新增設した工場等の操業を開始する事業であること等

[支援内容]

- ・助成対象経費：(1) 土地、建物、設備の取得等に要する費用(賃借料・リース料を含む)
(2) 附隨費用(土地造成費、測量費、設計費、改修費等)
(3) 生産設備の運送及び設置に係る費用

・助成率：助成対象経費の1/10以内

・助成限度額：最大3,000万円

※工場等の新築もしくは既存物件の取得であって、重点支援評価に該当する場合は3,000万円、標準評価に該当する場合は2,500万円とする。

※賃貸物件への入居であって、重点支援評価に該当する場合は2,000万円、標準評価に該当する場合は1,500万円とする。

※交付要綱及び募集要領に定める6項目の評価基準のうち、3項目以上満たす事業を重点支援評価とし、それ以外を標準評価とする。

工場立地法による緑地面積率等の緩和 (川崎市工場立地に関する市準則を定める条例)

川崎市は、下記の地域について工場立地法により一定規模以上の事業所に義務付けられている緑地面積率等の基準を緩和しています。

[対象地域]

工業専用地域

[支援内容]

緑地面積率 15%以上 環境施設面積率 20%以上

問合せ

川崎市経済労働局経営支援部経営支援課 (044)200-2333

産業立地促進資金

[対象企業]

製造業に係る工場又は事業所、研究開発施設を設置する資本金10億円以下又は従業員500人以下の会社又は個人及び中小企業者等

[対象地域]

川崎市が指定する産業拠点地区及び工業専用地域

[適用要件]

設備資金：土地取得費、建物建設費、敷金、入居保証金、改装費及び機械設備費等に限る

運転資金：移転費用等に限る

[融資条件]

- ・設備 年2.1%以内(新川崎A地区・殿町3丁目地区への進出の場合年1.9%以内)、運転 年2.0%以内(新川崎A地区・殿町3丁目地区への進出の場合年1.9%以内)
- ・限度額：設備20億円、運転2億8,000万円
- ・融資期間：設備15年以内、運転7年以内(うち据置期間1年以内を含む)
- ・返済方法：割賦返済
個人事業者の場合は、原則として連帯保証人は不要とする。担保は必要に応じて徴する。
法人の場合は、原則として代表者以外の連帯保証人は不要とする。担保は必要に応じて徴する。

問合せ

川崎市経済労働局経営支援部金融課 (044)544-1846

川崎臨海部産業競争力強化促進補助金

[対象地域]

川崎臨海部(産業道路以南の区域、多摩川リバーサイド地区、都市再生緊急整備地域「羽田空港南・川崎殿町・大師河原地域」及び「浜川崎駅周辺地域」)

[対象事業者]

川崎臨海部で30年以上操業している製造業

[適用要件]

- ・投下固定資産額(土地、家屋、償却資産)が20億円以上
- ・「事務所、研究所、工場の新設、増設、更新」または「生産能力増強、合理化、製品の研究開発等を目的とした生産設備の新設、増設、更新」
- ・導入する設備は、温室効果ガスの排出量の削減に寄与すること

[支援内容]

補助対象経費(生産、研究開発、事務所機能として使用する土地、家屋または償却資産の取得に要する費用)の3%(研究所の設備投資等に係る場合は5%)に相当する額以内(上限5億円、5年の分割交付)

川崎臨海部土地利用整序化奨励金

[対象地域]

川崎臨海部(産業道路以南の区域、多摩川リバーサイド地区、都市再生緊急整備地域「羽田空港南・川崎殿町・大師河原地域」及び「浜川崎駅周辺地域」)

[適用要件]

2ha以上の土地を売却する際、当該土地が売却後に製造業の用に供されること(土地に関する今後の利用計画が公表される前に、川崎市と売却後の土地利用に関する協議が必要)

[支援内容]

土地売却企業に、当該土地及び当該土地に存する家屋に係る固定資産税及び都市計画税の額(1年分)に相当する額以内を奨励金として交付

イノベート川崎ネクスト(川崎臨海部研究開発機能強化補助金)

[対象地域]

川崎臨海部(産業道路以南の区域、多摩川リバーサイド地区、都市再生緊急整備地域「羽田空港南・川崎殿町・大師河原地域」及び「浜川崎駅周辺地域」)の中で戦略的に土地利用を促進する地域

1. 自社活用型(研究所等を新設し、自らが研究開発等を行う場合等)

[適用要件]

- ・投下固定資産額が、大企業50億円以上、中小企業5億円以上
- ・常用雇用者数が、大企業50人以上、中小企業10人以上
- ・従来の同種施設と比較し、温室効果ガスの排出量の削減が図られる施設

[支援内容]

補助金額：補助対象経費(研究所、工場・事務所等として使用する土地、家屋又は償却資産の取得に要する費用)の12%(研究所)、9%(工場・事務所等)に相当する額以内、上限20億円、5年の分割交付

2. 賃貸R&D型(研究用の共用機器等を有する賃貸R&D施設を新設する場合等)

[適用要件]

- ・投下固定資産額が、大企業20億円以上、中小企業5億円以上
- ・従来の同種施設と比較し、温室効果ガスの排出量の削減が図られる施設

[支援内容]

補助金額：補助対象経費(賃貸研究所等として使用する土地、家屋又は償却資産の取得に要する費用)の6%に相当する額以内、上限20億円、5年の分割交付

問合せ

川崎市臨海部国際戦略本部事業推進部 (044)200-2075